

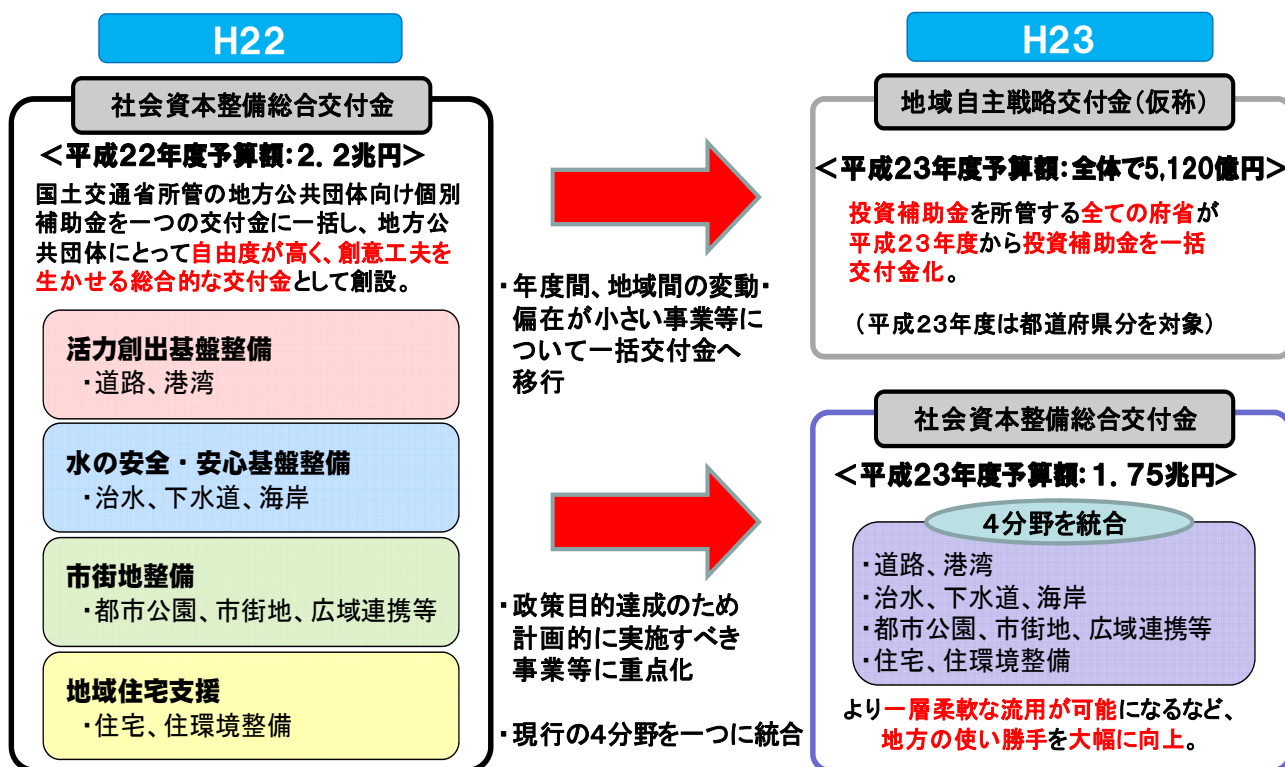
3. 地域主権の確立に向けた取組（一括交付金化への対応等）

社会資本整備総合交付金の一部について、「地域自主戦略交付金（仮称）」に移行するとともに、同交付金の抜本的見直しにより、地方の自由度・使い勝手の更なる向上を図る。また、維持管理に係る直轄負担金は全廃する。

1. 一括交付金化への対応

平成23年度より投資補助金を一括交付金化することに伴い、社会資本整備総合交付金の都道府県分のうち、年度間、地域間の変動・偏在が小さい事業等について「地域自主戦略交付金（仮称）」に移行し、社会資本整備総合交付金を政策目的達成のため計画的に実施すべき事業等に重点化する。

また、社会資本整備総合交付金の現行の4分野（活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備、地域住宅支援）を統合することにより、より一層柔軟な予算流用を可能にするなど、地方の自由度・使い勝手の更なる向上を図る。



2. 維持管理に係る直轄負担金の全廃

維持管理に係る直轄負担金のうち、経過措置として、22年度限りとされていた耐震改修等の特定の事業に係るものを廃止し、23年度から、維持管理に係る直轄負担金は全廃する。